**（様式１）**

成年後見人等への送付先一括変更届（□新規　□変更　□取消）

　小田原市長　様

　小田原市から成年被後見人等に送付される書類等について、送付先の変更を届け出ます。また、この届出に伴う一切の責任は、届出人が負うことを誓約します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 届出年月日 | 西暦・令和　　　　年　　月　　日 |
| 成年後見人等（届出人） | フリガナ |  | 後見等の区分 |
| 氏　　名 |  | □成年後見人□保佐人　　□補助人□任意後見人 |
| 住　　所 | 〒　　　－連絡先　　　-　　　-　　　　 |
| 送 付 先 | □ 上記住所に同じ〒　　　－ |
| 窓口に来た人 | ※窓口に来た人が成年後見人等（届出人）と同じ場合は記入不要 |
| 住　　所 | 〒　　　－連絡先　　　-　　　-　　　　 |
| フリガナ |  |
| 氏　　名 | （成年後見人等との関係　　　　　　　） |
| 成年被後見人等（本人） | フリガナ |  | 生年月日 |
| 氏　　名 |  | 大正・昭和・平成・西暦年　　月　　日 |
| 住　　所 | 〒　　　－小田原市連絡先　　　-　　　-　　　　 |
| 送付先の　□ 変更　・　□ 取消　を希望する通知等 |
| 国民健康保険 | 　□ 全般　□ 資格関係　□ 保険料関係　□ 給付関係 |
| 後期高齢者医療 | 　□ 全般　□ 資格関係　□ 保険料関係　□ 給付関係 |
| 介護保険 | 　□ 全般　□ 資格関係　□ 保険料関係　□ 給付関係 |
| 障がい福祉 | 　□ 障害者手帳関係　□ 障害者医療関係　□ 障がい福祉サービス関係 |
| 生活保護 | 　□ 生活保護関係 |
| 健康・健（検）診 | 　□ 健（検）診関係（□大人・□子ども） □ 予防接種関係（□大人・□子ども） |
| 市税関係 | 　□ 市県民税関係　□ 固定資産税関係　□ 軽自動車税関係　　□ 市税納付関係　※市税納付関係は、成年後見人に限る。 |
| 上下水道 | 　□ 上下水道料金関係　□ 下水道受益者負担金関係 |
| 市営住宅 | 　□ 市営住宅・駐車場使用料関係 |
| 清掃手数料 | 　□ 清掃手数料関係 |
| 久野霊園 | 　□ 久野霊園管理料関係 |

※裏面の注意事項を必ず確認してください。

　（注意事項）

１　この届出は、市の特定の業務に関する書類等の送付先を指定するためのものであり、成年後見人等が成年被後見人等に関する市の手続きの全てを代理できるようになるものではありません。

２　届出をしても、国民健康保険加入者の介護保険料の納付方法の変更（65歳到達時）、後期高齢者医療制度への切り替え（75歳到達時）など、年齢未到達等の理由により、届出時点で業務に該当しない場合は、送付先が変更されないことがあります。その場合は、該当した時点で改めて届出をお願いします。該当した時点で自動的に送付先の変更を行うものではありません。

３　複数後見の場合は、必ず他の成年後見人等の同意の上、届出をしてください。

４　送付先の登録処理中は、変更前の住所等に書類等が送付される場合があります。

５　成年後見人等の転居や交代など、届出内容に変更が生じる場合は、速やかに変更の届出を行ってください。

６　保佐、補助及び任意後見の場合は、代理行為目録の内容の範囲内で届出を行ってください。

７　届出の内容によっては、担当課からお問い合わせをする場合があります。

８　市税納付関係は、成年後見人のみ送付先変更が可能です。

９　届出のあった送付先に書類等を送付できなかったときは、送付先の変更を取り消す場合があります。

　（添付書類）

□　登記事項証明書（発行から３か月以内のもの）の写し（登記事項証明書の取得が可能となる前に届出をする場合は、審判書謄本及び審判確定証明書の写し）

□　代理行為目録の写し（保佐、補助及び任意後見の場合に限る。）

□　成年後見人等（届出人）の本人確認書類の写し（運転免許証など写真付きのもの。写真がない場合は２種類）

□　成年後見人等が法人の場合は、当該法人の職員であることを証する書類

□　名刺やパンフレットなど送付先の住所が分かるもの

□　届出人と窓口に来るかたが異なる場合は、届出人の委任状及び窓口に来るかたの本人確認書類の写し（運転免許証など写真付きのもの。写真がない場合は２種類）

※処理欄

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 内容審査 | 添付書類 | 受付簿 | 複　製 | 送　付 | 保　管 | 所管処理欄 |
|  |  |  |  |  |  |  |

【送付先】

□保険課　□高齢介護課　□障がい福祉課　□生活援護課　□健康づくり課

□子ども若者支援課　□市税総務課　□市民税課　□資産税課　□給排水業務課

□建築課　□環境保護課　□みどり公園課